



しぶや青色

令和8年 5月号 第641号 一般社団法人渋谷青色申告会事務局発行

〒150-0041

東京都渋谷区神南1-8-17

TEL 03 (3463) 7043

FAX 03 (3770) 8739

ホームページ

<http://www.428aairo.jp/>

< 新年度営業時間等のお知らせ >

● 営業時間について

当会は、年間を通して予約制とさせていただきます。

記帳相談や確定申告等にご利用の際は、事前にご予約のうえお越してください。

なお、源泉所得税や各種共済・保険関係のお手続きにつきましては、

予約なしでご利用いただけます。

また、源泉所得税（納期の特例）の納期限は、7月10日（金）となっております。

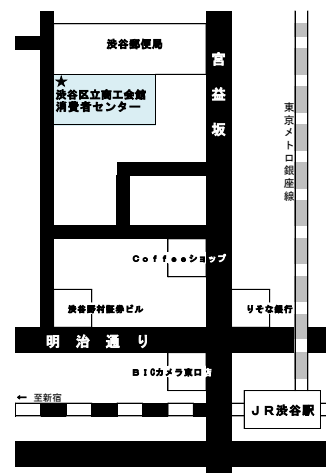
● 会計ソフトで複式簿記 やよい会計パソコン教室

これから会計ソフトを始めたい方向けの教室です。

やよい会計ソフトを使って、初期設定から日々の入力まで、わかりやすくご説明します。

★ 簡単な文字入力やマウス操作ができる方を対象としています。

日 時	6月25日（木） 午前の部（不動産編） 9:30～12:30 午後の部（一般編） 1:30～ 4:30
	6月26日（金） 午前の部（一般編） 9:30～12:30 午後の部（不動産編） 1:30～ 4:30
会 場	渋谷区立商工会館 渋谷区渋谷1-12-5 2階“セミナー室”
定 員	午前・午後の部 各6名
費 用	無 料



★お申込み、お問合せは事務局まで TEL : 03(3463)7043 URL : <http://www.428aairo.jp/>

● 税務署からのお知らせ

令和9年1月から

源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、**事業者の提出事務の負担軽減を目的**として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、**税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ**、それに伴い、**提出範囲が給与支払報告書と同じ**になります。

つまり・・・

給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、
源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！

Q&A

Q この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

A ※ 法令上、年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票は退職の日以後1か月以内に税務署に提出することとされていますが、運用上の取扱いにより翌年1月末までにそのほかの源泉徴収票とまとめて提出してよいことになっています。したがって、令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても令和9年1月1日以後にそのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、「令和9年1月1日以後に提出すべき」ものとして、この改正が適用されます。

Q 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q 従業員が給与情報のマイナポータル連携を利用できるようにしたいです。これまで、e-Taxで「給与所得の源泉徴収票」を提出していましたが、今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出することにしても問題ありませんか？

A **eTAX** で提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、問題ありません。光ディスクや書面等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。

(「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。)

※ 給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名(カナ含む)、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について



(国税庁ホームページ)

eLTAXの利用方法について



(eLTAXホームページ)

給与情報のマイナポータル連携



(国税庁ホームページ)

● 事務局からのお知らせ

労働保険に加入していますか？

労働保険とは、労災保険と雇用保険（失業保険）を総称したものです。

従業員（専従者を除く）を一人でも雇用している事業主は、一部の業種を除き、加入が必要となります。

● 令和8年度の労災保険料率は変更ありません。（令和7年度から据置）

● 令和8年度の雇用保険料率が変わります。

一般の事業 13.5/1,000、建設の事業 16.5/1,000

◇ 労災保険

業務中または業務に起因して発生した「負傷」「疾病」「障害」「死亡」、または、通勤中の災害に対して、必要な給付が受けられる制度です。

◇ 雇用保険

定年や倒産、自己都合などにより離職した場合、安心して新し仕事を探し、早期の再就職につなげるために支給される制度です。

事業主や家族従事者の方も、労災保険に加入することができます。（特別加入制度）

労働保険の申告・納付などの手続きを事業主の方に代わって行うため、事務負担が軽減されます。労働保険料の額にかかわらず3回に分けて納付することができます。

《労働保険計算例》

事業内容 飲食業／従業員数1名 支払い賃金総額400万円（交通費・賞与含む）

労災保険： 400万円 × 3/1,000 = 12,000円（*料率は2.5～88/1000）

雇用保険： 400万円 × 13.5/1,000 = 54,000円（*事業主と従業員で折半）

一般拠出金： 400万円 × 0.02/1,000 = 80円 合計 66,080円

上記の労働保険料の他に、別途事務手数料がかかります。（1人につき5,000円）

* 労働保険に関するお問い合わせは、事務局・八木までお願いいたします。

● 都税からのお知らせ

5月は自動車税の納期です

令和8年度の自動車税納税通知書は、5月1日（金）に発送します。

6月1日（月）までにお納めください。

※令和8年4月1日から、「自動車税種別割」の名称が「自動車税」に変わりました。

＜ご利用になれる納税方法＞

※ご利用の前に、主税局ホームページにて各納税方法の注意事項をご確認ください。

おうちで今、納付できます！！

スマホアプリ

納付書のeL-QRを読み取るだけで納付ができます。

クレジットカード インターネットバンキング

地方税お支払サイトのeL-QR読取画面から納付書のeL-QRを読み取り、支払手続きをすると納付ができます。



ページマークのついている納付書は、対応する金融機関のインターネットバンキングやモバイルバンキング、ATMから直接納付することができます。

他にもコンビニエンスストア、金融機関、郵便局、都税事務所等の窓口でも納付いただけます。

～車検時に納税証明書の提示を省略できます～

車検を受ける運輸支局・自動車検査登録事務所等にて自動車税の納税確認を電子的に行うことができます。

（ただし、納付後、運輸支局等で納税確認ができるまで、最大10日程度かかります。）

車検が近い等お急ぎの場合は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアで納付の上、納税通知書右端の納税証明をご利用ください。

【お問合せ先】

東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066（平日9時～17時）

主税局HP
都税の支払い方法



● 青色共済からのお知らせ

実施会場： 東京青色申告会館（千代田区九段南4-8-36）

実施予定日： 7月7日（火）、8月21日（金）、9月9日（水）、
10月8日（木）、11月6日（金）、11月16日（月）

申し込み： 当会事務局までお電話ください。